

3月1日から3月31日まで

たき火火災0(ゼロ)運動

3月は空気が乾燥し
たき火等の火災が多く発生する時季です



過去5年間の3月に発生した火災における
たき火等が原因となった火災の割合



たき火等をする時の注意点

【たき火等をする前】

- 消防署へ必ず届出をする
- 林野火災注意報や火災警報が出ている時は延期する
- 消火の準備をする

【たき火等実施中】

- 林野火災注意報や火災警報が出たらすぐに中止する
- 火の粉が飛ばないように少しずつ燃やす
- その場を絶対に離れない

【たき火等を終わりにする時】

- 再び燃え出さないようしっかりと消火する

火の用心 たき火の処理は最後まで

令和7年度防火川柳 優秀賞 丸山小学校6年 田中 瑞稀さん

令和8年1月1日から

林野火災注意報を創設、火災警報が変わりました

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受け、国はこのような大規模林野火災を未然に防ぐため、火災予防条例の一部を改正する通知を发出了しました。

これにより当地域の南信州広域連合火災予防条例を改正、令和8年1月1日より施行しました。

主な改正点は、林野火災注意報が新たに設けられたほか、火災警報がより効果的に運用できるように、発令基準が見直されました。

！注意点！

降雨のない日が続いて空気が乾燥している時に、「林野火災注意報」を発令する場合があります。また、さらに強風注意報が発表される等、火災が発生しやすく、火災が発生した場合に広い範囲に延焼する危険性が著しく高まった場合には、「火災警報」が発令されます。

林野火災注意報の発令中については、たき火、火入れ等は控えてください。

火災警報の発令中は、たき火・火入れ等が禁止され、これに違反した場合は、

30万円以下の罰金または拘留に処される場合があります。(消防法第22条、第44条)

火災警報の発令中に禁止される行為等は以下のとおりです。

- ▶山林、原野等における火入れ
- ▶煙火(花火)の消費(使用)
- ▶屋外における火遊び、たき火
- ▶屋外における、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近での喫煙
- ▶山林、原野等の場所で、指定した区域内における喫煙
- ▶残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰または火粉を始末すること

詳しい情報は、飯田広域消防ホームページからご確認ください。

飯田広域消防本部

検索

スマホの方はこちらから →



火災予防にご協力をお願いします



飯田広域消防本部・消防署・消防団